本則に次の二条を加える。

（法第二十七条第一項の政令で定める面積）

第七条　法第二十七条第一項の政令で定める面積は、二百ヘクタールとする。

（特定給付金の支給の手続等）

第八条　法第二十九条第一項の特定給付金（次項において単に「特定給付金」という。）は、基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）以後一年ごとに区分した各期間（一年未満の期間が生じたときは、その一年未満の期間）について支給するものとする。

2　第二条第二項から第四項までの規定は、特定給付金について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（防衛省組織令の一部改正）

第二条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表平成二十四年三月三十一日までの間の項を次のように改める。

平成三十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。

附則第十一項の表平成二十四年三月三十一日までの間の項及び駐留軍用地返還特別措置法第八条の規定が効力を有する間の項を次のように改める。

平成三十四年三月三十一日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。

附則第十三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「駐留軍用地返還特別措置法第五条」を「駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条」に改め、「及び駐留軍用地返還特別措置法第六条の規定による返還実施計画の策定」を削る。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成三十四年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第百五条の三第二項の交付金（同法第百五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定による協議に関することを除く。）。

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志
防衛大臣　田中　直紀

特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十九号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四節　社会資本整備事業特別会計（第八十六条―第九十六条）」を「第十四節　社会資本整備事業特別会計（第八十六条―第九十条）　第十五節　東日本大震災復興特別会計（第九十一条―第九十三条）」に改める。

第十二条中「エネルギー対策特別会計」の下に「及び東日本大震災復興特別会計」を加え、「経済産業大臣が」を「エネルギー対策特別会計にあっては経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計にあっては復興大臣が、それぞれ」に改める。

第十七条第一項に次の一号を加える。

六　東日本大震災復興特別会計　当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

第十七条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入に」を「交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入にそれぞれ」に改め、同条第三項中「の所管大臣の」を「又は東日本大震災復興特別会計の所管大臣がそれぞれ」に改め、同条第四項中「、経済産業大臣が」を「経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計の徴収総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

六　東日本大震災復興特別会計　当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

第十八条第三項中「、経済産業大臣が」を「経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計の支出総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六　東日本大震災復興特別会計　復興庁

第二十七条第一項中「及びエネルギー対策特別会計」を「、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二　東日本大震災復興特別会計の所管機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、令第百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2　所管機関は、前項の帳簿のほか、所管別支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、所管別支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。